

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に直面する市民の経済的負担を軽減するため、第3条に定める補助対象者に対し、予算の範囲内で松江市民生活支援緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上水道未使用世帯 宍道町以外で本市の未給水地域にあって上水道を使用できない世帯又は上水道区域内にあって井戸水、谷水等の上水道以外の施設等のみを使用し、上水道を契約していない世帯をいう。
- (2) 宍道町下水道未接続世帯 宍道町に居住する者であって本市の下水道を使用していない世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、上水道未使用世帯又は宍道町下水道未接続世帯であって、令和7年5月1日（以下「基準日」という。）に本市の住民基本台帳に世帯主として記録されている者とする。

- 2 補助対象者となる世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者を補助対象者とする。
- 3 補助対象者となる世帯主が基準日から交付申請を行うまでの間に転居した場合において、転居前の住所に当該世帯の他の世帯構成員が引き続き居住するときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者を補助対象者とする。
- 4 令和7年度に上下水道料減免措置を受けた者は、前各項の規定に関わらず、補助対象者としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げる、本市の1人当たりの平均水道使用量を基に世帯員数(基準日に本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)に応じて算出した、2か月分の水道料金に相当する額とする。

世帯員数(人)	補助金の額(円)
1人	2,600円
2人	4,000円
3人	6,400円
4人	8,800円
5人	11,300円
6人	13,800円
7人	16,400円
8人	19,000円
9人	21,700円
10人	24,300円

2 本市の同一住所に複数の世帯が居住している場合の世帯員数の計算方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市(宍道町を除く。)に居住し、同一住所に複数の上水道未使用世帯がある場合 当該複数の世帯人数を合算
- (2) 宍道町に居住し、同一住所に複数の下水道未接続世帯がある場合 当該複数の世帯人数を合算
- (3) 本市(宍道町を除く。)に居住し、同一住所に複数の世帯がある場合であって、一の世帯が上水道契約世帯、それ以外の世帯が上水道未使用世帯である場合 上水道未使用世帯の世帯人数を合算
- (4) 宍道町に居住し、同一住所に複数の世帯がある場合であって、一の世帯が下水道接続世帯、それ以外の世帯が下水道未接続世帯である場合 下道未接続世帯の世帯人数を合算

(補助金の申請等)

第5条 補助金の申請は補助対象者が行うものとする。ただし、同一住所に複数の世帯があり、同一住所に複数の補助対象者がいる場合は、いずれか一の補助対象者が申請するものとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和7年9月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 有効期限内の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の本人確認書類の写し（補助対象者のみ）

(2) 補助対象者名義の通帳等（金融機関名、店名、口座番号、口座名義人等が確認できるページ）の補助金振込口座が確認できる書類の写し

3 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、前項の申請書兼請求書及び添付書類の提出により、その提出があったものとみなす。

（補助金の交付の決定及び確定）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）又は松江市民生活支援緊急対策事業補助金不交付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第7条 規則第11条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（交付の決定及び確定の取消し）

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合、補助金交付の決定及び確定の取り消しを通知する。

(1) 補助金の申請をした後に補助対象者の要件に該当しなくなった場合において、その事実が判明した場合は補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

(2) 補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて松江市民生活支援緊急対策事業補助金等返還命令書（様式第5号）により、補助対象者に返還を命ずる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。
(この要綱の失効)
- この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

松江市長

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書

松江市民生活支援緊急対策事業補助金について交付を受けたいので、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいて申請及び請求します。

なお、申請及び請求に当たって、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合には、交付を受けた補助金の全額又は一部を速やかに返還いたします。

同意・誓約事項1(□を塗りつぶすかチェックを必ずつけてください。) (■又は□)

<input type="checkbox"/> 市上水道・宍道町下水道以外の施設等のみを利用しています。
<input type="checkbox"/> 市が保有する住民票の交付及び住民基本台帳、水道情報等を受給資格の確認のために、市が利用します。
<input type="checkbox"/> 申請した現住所の地番で市上水道・宍道町下水道を使用していることが確認された場合は、交付決定が取り消されます。
<input type="checkbox"/> 同一住所に、他の世帯の世帯主がいる場合は、この申請及び請求について、調整済です。

◆ 補助金の額は、市民生活支援緊急対策事業補助金要綱第2条に規定する交付対象者ごとに定める金額とします。

以上のことに同意・誓約の上補助金の交付を申請します。

【申請・請求者】世帯主で請求してください。(世帯人数は令和7年5月1日に松江市に住民登録がある方)

(フリガナ) 世帯主氏名	住所又は所在地 〒 - 松江市 日中に連絡可能な電話番号 - - -	生年月日(世帯主) 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	世帯人数 人
世帯全員の氏名	生年月日	世帯全員の氏名	生年月日

※ 同一住所に別世帯がある場合は裏面に記載ください。

同一住所に別世帯がある場合は下記に記載ください。

(世帯人数は令和7年5月1日に松江市に住民登録がある方)

(フリガナ) 別世帯の世帯主氏名		生年月日(別世帯主)		世帯人数
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
別世帯全員の氏名	生年月日	別世帯全員の氏名	生年月日	

【振込口座記入欄】原則、申請・請求者の口座とします。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※通帳番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。通帳番号の誤りがありますと、給付が遅れることができます。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名			口座番号 (右詰めでお書きください)		フリガナ 口座名義	
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所			1 普通		
		支店コード		2当座			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄にご記入ください)				通帳番号 (右詰めでお書きください)				フリガナ 口座名義	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上また、キャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1	0	※							

※ 申請者本人確認書類と口座確認書類を必ず添付してください

①申請者本人確認書類(世帯主)コピー貼り付け

確認書類が有効期限内かどうか必ず確認して貼付してください

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー(顔が印刷されている面のみ)
- ・マイナンバーカード通知書のコピー
- ・健康保険証のコピー等 いずれか一つ

②申請者の振込先金融機関口座確認書類

コピー貼り付け

- ・通帳(金融機関名、店名、口座番号、口座名義が書かれた部分)のコピー
- ・キャッシュカードのコピー 等 いずれか一つ

※市確認欄 次の欄は、記入しないでください。

令和7年5月1日の基準日から申請時において引き続き、松江市の住民基本台帳に記録されているか		適・否
区分	<ul style="list-style-type: none">・松江市上下水道局給水契約者・宍道町在住者(下水道接続世帯)・松江市上下水道局未契約世帯・宍道町下水道未接続世帯	

様式第2号（第6条関係）

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定通知書

環工第 号

令和 年 月 日

様

松江市長 上 定 昭 仁

年 月 日付けで申請のあった松江市民生活支援緊急対策事業補助金については、書類審査の上、交付を決定し、下記のとおり補助金の額を確定したので、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

補助年度	令和7年度	補助金の名称	松江市民生活支援緊急対策事業補助金
交付決定兼確定額	円		
交付条件			

(注) 上記の交付決定兼確定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第3号（第6条関係）

環工第 号
令和 年 月 日

様

松江市長 上 定 昭 仁

松江市民生活支援緊急対策事業補助金不交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった松江市民生活支援緊急対策事業補助金の交付については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 理由

様式第4号（第9条関係）

松江市民生活支援緊急対策事業補助金等交付決定兼確定取消通知書

環工第 号

令和 年 月 日

様

松江市長 上 定 昭 仁

年 月 日付け環工第 号で交付決定した補助金等については、
下記のとおり交付決定を取消したので、松江市民生活支援緊急対策事業補助金
交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助金等の交付決定額

3 補助金等の交付決定取消額

4 取消理由

様式第5号(第10条関係)

松江市民生活支援緊急対策事業補助金等返還命令書

指令環工第 号

年 月 日

様

松江市長 上 定 昭 仁

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円		
返還期限	年 月 日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
文書年月日	年 月 日	文書番号	環工第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
補助金等の交付決定額	円		
補助金等の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円		
補助金等の交付確定額	円		